➣ ひとり親家庭のために

ひとり親家庭への手当など

児童扶養手当

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

次のいずれかの状態にある18歳到達年度末日までの 児童(一定の障害がある場合は20歳未満)のいる家庭 の母・父または父母に代わって児童を養育している 養育者に支給されます。ただし、国民年金(老齢福祉 年金を除く)厚生年金、恩給などの公的年金の受給額 が児童扶養手当の額より少ない場合、差額が支給さ れます。また、この制度には所得制限があります。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- 2父または母が死亡した児童
- ❸父または母が一定の障害のある児童
- ◆父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- **②**母が婚姻によらないで出産した児童
- ❸父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

対象児童1人の手当の月額

全部支給 46.690円

一部支給 46.680円~11.010円

2人目以降手当の月額

全部支給 11,030円

一部支給 11.020円~5.520円

※申請に必要な書類は状況により異なるため、こど も政策課までお問い合わせください。

ひとり親家庭への医療費の助成

ひとり親家庭医療費助成制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹ 072-620-1625

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を 図るため、医療費の一部を助成しています。

助成対象

ひとり親家庭(一定の障害のある父または母のいる家 庭を含む)に属している18歳到達年度末日までの児 童とその母・父及び養育者

※ただし、所得制限があります。

助成範囲

ひとり親家庭の入院・通院・訪問看護にかかる保険診療 の患者負担額から一部自己負担金を除いた額(ただし 高額療養費・附加給付金を差し引いた額)

※申請に必要な書類は状況により異なるため、こど も政策課までお問い合わせください。

ひとり親家庭への生活・白立の支援

ひとり親家庭相談

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

ひとり親自立支援員が、母子・父子・寡婦家庭(離婚 前も可)の不安や住まいのこと、生活のこと、子育て のこと、養育費、親子交流など生活全般の相談を受 け付けています。

相談日 平日 9:00~17:00(面接は予約優先)

JR通勤定期乗車券の割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

児童扶養手当を受給している世帯の世帯員が、通勤・ 塾・アルバイト等でJRの通勤定期券を購入する場合、 3割引で購入できます。

※学生割引など他の割引制度と併用は不可。

必要なもの 児童扶養手当証書、本人の写真(縦 2.5×横2cm、6か月以内に撮影)

日本万国博覧会記念公園内施設の利用 料特別割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

入場料等の割引を利用することができます。

必要なもの)児童扶養手当証書または公的年金証書 ※こども政策課で「証明書」の交付を受けず、児童扶 養手当証書または公的年金証書を直接提示も可。

母子牛活支援施設

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子 及びその者の監護すべき児童を入所させて保護する とともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、 生活相談・就労相談・支援業務等を通じて その入所者を支援することを目的とする 施設です。



母子•父子•寡婦福祉資金貸付

間 市役所南館3階 こども政策課 4072-620-1625

ひとり親等が自立にむけて技能を習得するための資 金、子どもを進学させるための資金(入学 図録機図 金、授業料)などにお困りの人への貸し付 けを行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター

間 大阪府立母子・父子福祉センター 指定管理者(福)大阪府母子寡婦福祉連合会 406-6748-0263

生活相談•就業支援•講習会

専門の「相談員」が自立をサポート。生活相談から仕 事の紹介まで一貫した就業自立支援を行っていま す。

- ·求職登録·就業相談·職業紹介
- ・情報提供・就職セミナー(採用選考に備えて)
- ・就業支援講習会(資格取得・スキルアップ)

相談日

月~土曜日(祝日・年末年始は除く) 10:00~16:00(面接相談の場合は要予約)

親子交流•養育費相談

相談日

月~土曜日(祝日・年末年始は除く) 10:00~15:00(面接相談の場合は要予約)

法律相談

弁護士による専門的な相談に応じます。 電話相談も可。無料。要予約。託児あり。

相談日

原則毎月第2十曜日と奇数月第4木曜日 13:00~15:00(来館は30分、電話は15分)

養育費・親子交流相談支援センター (こども家庭庁委託事業)

問 養育費・親子交流相談支援センター 603-3980-4108 【 0120-965-419(携帯電話不可)

養育費はこどもが生活するための費用です。取り決 め方や請求の方法などの相談に応じます。

電話相談

月~金曜日 10:00~20:00(水曜日は除く)

12:00~22:00 水曜日 土曜日·祝日 10:00~18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp

※迷惑メール拒否設定をしている人は、受信可能な 設定にしてください。

母子•父子家庭等自立支援給付金

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

白立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母で、市が承認した教育訓練給付 講座を受講し、修了した場合、経費の一部 回流は回 を支給します。支給額等の詳細はこども 政策課までお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母で、就職に有利な資格を取得す るために6か月以上の養成機関で修業する場合、生 活の負担の軽減を図るため修業期間のうち4年間を 上限に、高等職業訓練促進給付金及び、修了後に高等 職業訓練修了支援給付金を支給します。支給金額等 の詳細はこども政策課までお問い合わせ 💷 ください。

※いずれの事業も事前相談が必要です。



ひとり親のための法律相談(無料)

間 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法 律問題(子育て・生活・就業・DV・養育費の確保・親 権・慰謝料・財産分与のことなど)や残業代・給与等 の未払いなどの労働問題等について、ひ 『なる』 とり親家庭への支援に精通する弁護士へ 法律相談ができます。

相談日 毎月第4火曜日

13:00~16:00(先着6人、各回30分)

申込方法 電話またはメール、いばライフにて要 予約

E-mail kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

養育費確保等支援事業補助金

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の 受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る 公正証書等の作成費用や、養育費保証契 約に係る保証料を補助します。



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業

問 市役所南館3階 こども政策課 ₹072-620-1625

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良 い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規 雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学 校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する 場合に、その費用の一部を支給します。 支給額等詳細は、こども政策課にお問い 合わせください。



